

釧路市国民健康保険帳票に係るシステム構築業務委託の一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2025年（令和7年）11月25日

釧路市長 鶴 間 秀 典

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業務委託名 | 釧路市国民健康保険帳票に係るシステム構築業務 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで |
| (3) 業務概要 | 仕様書のとおり |

2 入札参加資格

- (1) 北海道内に本店、支店又は営業所及び作業場所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 2025～2027年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、主要品目「19 印刷」又は「54 電算処理業務」の認定を受けていること。

3 入札参加申請

- (1) この入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

① 申請書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）

② 提出期間

2025年（令和7年）11月25日から2025年（令和7年）12月3日までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

③ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

釧路市こども保健部国民健康保険課保険係

電話 0154-31-4528 メール ko-hoken@city.kushiro.lg.jp

④ 提出方法

持参又は郵送、電子メールによる送付とする。なお、郵送については、提出期間に必着のこと。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、入札に参加することができない。

(4) その他

① 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書類は、提出者に無断で目的外に使用しない。

③ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電子メールにより通知する。

(1) 通知日時

2025年（令和7年）12月4日 午前9時から午後1時まで。

(2) その他

① 通知日の翌日において、いまだ通知がない場合は、3の(1)③に連絡し確認すること。

② 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について釧路市に説明を求めることができる。この場合には、2025年（令和7年）12月5日までに書面（任意様式）を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市こども保健部国民健康保険課保険係に持参又は電子メールにて提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、2025年（令和7年）12月8日までに回答する。

6 仕様書の質問等

(1) 仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書（様式3）を受付場所へ持参又は郵送、電子メールにより提出すること。

① 受付期間

3の(1)②と同じ。

② 受付場所

3の(1)③と同じ。

(2) (1)の質問があった場合においてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

2025年（令和7年）12月4日午前10時から2025年（令和7年）12月8日午前10時までの釧路市の休日を除く毎日。

イ 閲覧場所

3の(1)③と同じ。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 2025年（令和7年）12月8日 午前11時

(2) 場所 釧路市黒金町8丁目2番地
釧路市役所防災庁舎5階会議室B

8 最低制限価格制度

釧路市業務委託最低制限価格設定要領による最低限価格を設定し、事後公表とする。

9 入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

(4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。

(5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(4) その他、釧路市物品購入等入札心得（以下「入札心得」という。）第7条による。

11 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という）第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、再度の入札には参加できない。

(2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

13 入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日に、釧路市役所ホームページにより公表する。

14 契約締結期限

2025年（令和7年）12月15日までに契約を締結するものとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

15 契約保証金

契約規則第30条第6号及び規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号アに基づき免除する。

16 契約書作成の要否

要

17 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

18 問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

釧路市こども保健部国民健康保険課保険係

電話 0154-31-4528